

## 茨城県植物園等施設整備基本計画策定業務委託の公募に係る説明書

令和5年10月25日に公告した茨城県植物園等施設整備基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結に当たり必要な手続等については、関係法令によるほかこの説明書によるものとする。

### 1 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

茨城県植物園等施設整備基本計画策定業務委託

#### (2) 委託業務の目的

茨城県植物園及び茨城県民の森は、県民が自然に親しみつつ休養し、自然に関して学習する場として設置した自然観察施設であるが、整備後40年以上が経過し、主要な施設の老朽化に加え、有料施設である植物園では、類似施設の台頭や時代の変化に伴う利用者ニーズの変化により、利用者が大幅に減少している。

将来的に人口減少が続く中、今後増大が見込まれる施設運営経費を県が負担し続けることは困難であることから、民間アイデアを活用し、新たなコンセプトを導入することにより、当該施設を魅力溢れるものに一新し、利用者の増加を図り、より持続可能な運営ができる施設へと転換する必要がある。

そこで、民間の創意工夫や経営力を取り入れ、施設の魅力を向上させるための付加価値をつけることで、県内外からの集客が実現できる魅力的な施設への再生を目指し、今後の整備における基本計画を策定することとする。

#### (3) 委託業務の内容

別添「茨城県植物園等施設整備基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和6年1月12日（金）

#### (5) 提案上限額

7,733,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 公募への参加資格

#### (1) 応募の制限

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

イ 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

エ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は第3号の規定に該当する者でないこと。

#### (2) 応募者の資格

ア 応募者は単独企業又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）に限る。

イ グループで応募する場合は、コンソーシアムの代表企業（他の企業は構成企業とする。）を定めること。

ウ 単独企業は、他のコンソーシアムの代表企業又は構成企業になることはできない。

エ 構成企業は、同時に複数のコンソーシアムの代表企業又は構成企業になることはできない。

### 3 企画提案書の提出について

本プロポーザルに参加しようとするものは、次に掲げる提出物に必要な事項を記入し提出すること。

#### (1) 提出物

ア 企画提案提出書（様式第1-1号又は様式第1-2号）

（添付書類）

①会社概要（様式自由） 1部

※コンソーシアムにあつては、代表企業及び構成企業のすべてについて提出。

②コンソーシアム構成書（様式第2号） 1部

※コンソーシアムの場合は提出。

※コンソーシアムの協定・規約等（案でも可）を必ず添付すること。

③企画提案書（様式自由） 6部

※仕様書の内容を踏まえた上で、以下の内容を有する企画案を提示すること。

※文章だけでなく、イラストやイメージ図等を使用してもよい。

※提出者を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載しないこと。

施設の基本的方向性	施設整備による施設全体の方向性やイメージをまとめること。
想定される整備内容	施設の基本的方向性を踏まえたコンテンツや整備内容を記載すること。
概算事業費（想定額）	実施設計・施工に要する概算事業費を記載すること。

④業務執行体制調書（様式第3号） 1部

⑤業務費用見積り（様式自由） 1部

⑥その他の参考事項（任意提出） 1部

イ 資格要件に関する申立書（様式第4号） 1部

※コンソーシアムにあつては、代表企業及び構成企業のすべてについて提出。

○本プロポーザルは「茨城県植物園等施設整備基本計画策定業務」に対する取組方法等について提案を求めるものであり、委託業務の具体的な内容や成果品の一部の作成・提出を求めるものではない。

(2) 提出期限 令和5年11月16日（木）午後1時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送による送付（送付記録が残るもの）に限る。

(4) 提出先 茨城県農林水産部林政課森づくり推進室（塚原）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-4021 FAX 029-301-4039

Email rinsei3@pref.ibaraki.lg.jp

### 4 業務委託者の選定

#### (1) 選定方法

県庁内に設置する審査委員会において、本プロポーザル参加者によるプレゼンテーショ

ン及び提出された企画提案書の内容を（２）評価項目に基づき、審査した上で決定する。

プレゼンテーションは、令和５年１１月２０日（月）から２４日（金）までの間に開催する（詳細については後日プロポーザル参加者に連絡する）。

なお、評価結果についての異議申立ては認めない。

（２）企画提案内容を審査するための評価項目

①本業務に対する理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
②業務方針の妥当性	業務方針に具体性が伴っており、説得力を有しているか。
③業務の遂行体制	業務を確実に遂行できる体制が整っているか。
④事業者の信頼性	総合的に信頼がおけるか。
⑤総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

（３）審査結果の通知

審査結果は、速やかに単独企業及びコンソーシアムの代表企業に通知する。

なお、審査の内容については一切公表しない。

（４）業務委託の方法

茨城県は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第１５号）第１４６条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。

なお、採用案を必要に応じ修正する場合がある。

## ５ 質問受付・回答

（１）質問の提出方法

企画提案提出書の作成に当たり質問がある場合は「茨城県植物園等施設整備基本計画策定業務に関する質問書（様式第５号）」を作成し、電子メール又はFAXにより茨城県農林水産部林政課森づくり推進室（企画提案の提出先と同じ）に提出するものとする。

（２）質問の受付期間

令和５年１０月２６日（木）午前９時から令和５年１１月１０日（金）午後１時まで

（３）回答方法

令和５年１１月１４日（火）までに電子メール又はFAXにより回答する。

また、回答は本件公告を掲載しているWEBページにて公開する。

## ６ その他留意事項

（１）書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（２）企画提案の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

（３）企画提案に虚偽の記載をした場合は、企画提案を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

（４）提出期限後の提出書類の変更、差替え及び再提出は認めない。

（５）審査の結果、選定された単独企業またはコンソーシアムと業務委託契約の仕様等について協議、調整を行い、委託契約を締結する。

（６）落札者は契約金額の１００分の１０以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、茨城県財務規則第１３８条第２号各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

（７）別添「茨城県植物園等の概要」を参考にすること。